

■文化会館 基本理念・基本的考え方

(文化会館運営における基本理念・基本的考え方)

●基本理念

「芸術文化との関わりの中で、市民の心豊かな暮らしを創造する
プリズムホール～心豊かな笑顔あふれる居場所～」を目指して

●公の重み、市の施策、文化振興への十分な理解を重視し、次の3点を基本的な考え方とします。

- ① 指定管理料は貴重な税金であり、市民の心豊かな暮らしのために大切に使います
- ② 八尾市芸術文化振興プランに沿った劇場音楽堂にふさわしい創造的な役割を持って運営します
- ③ 安心・安全で、公益性・透明性の高い運営、信頼できる運営を、公益法人の特性を発揮して行います

■八尾市文化会館条例(昭和62年12月24日 八尾市条例第38号より抜粋)

(目的及び設置)

第1条 本市における文化の情報と交流の場を市民に提供し、市民の自主的な文化活動の展開によつて市民文化の創造及び振興を図ることを目的として文化会館を設置する。

■八尾市文化会館 事業計画

(基本方針)

総合的な5つの基本方針のもと、運営します。

- ① 市民の自主的な文化活動を促進します
- ② 市民に開かれた施設として、芸術文化の情報発信と交流の場を市民に提供します
- ③ 質の高い芸術文化にふれあうことで、市民文化の創造と振興を行います
- ④ 専門的な立場から、市民の文化活動を促進します
- ⑤ 常に「お客様」目線に立った対応を行います

■公益財団法人八尾市文化振興事業団 事業(定款から)

◆定款に定める目的（第3条関係）◆

この法人は、芸術文化と生涯学習を振興することにより、心豊かでいきいきとした市民生活と八尾地域独自の創造的で魅力あふれる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

◆定款に定める事業（第4条、第5条関係）◆

公益目的事業

- (1) 地域の芸術文化の振興を図る事業
- (2) 生涯学習の推進及び活動を支援する事業

収益事業等

- (1) 地域の芸術文化振興に資する事業
- (2) 生涯学習センター内の健康プラザ棟並びに学習プラザ棟内の八尾市が目的外使用を許可した場所及び団体が使用する施設の管理事業

■公益財団法人八尾市文化振興事業団 事業計画

(文化会館 地域の芸術文化の振興を図る事業【公益目的事業】について抜粋)

《事業の構成》

本事業は、次の7事業で構成される。

- (1) あらゆる立場の市民が芸術文化にふれる機会を提供する、鑑賞機会提供事業
- (2) 質の高い優れた芸術作品を深く鑑賞する機会を提供する、鑑賞眼育成事業
- (3) 魅力となる優れた舞台芸術作品を創造し発信する、創造型事業
- (4) 市民の芸術文化活動を振興する、市民参画型事業
- (5) 芸術文化を振興するための人材育成・教育普及型事業
- (6) 八尾の地域文化を魅力として発信する事業
- (7) 市民の芸術文化活動を推進するための基盤整備・会館運営事業